



Title	監査に対する信頼の回復
Author(s)	蟹江, 章; Kanie, Akira
Citation	経済學研究, 56(3), 95-104
Issue Date	2007-01-25
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/18930">https://hdl.handle.net/2115/18930</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES_56(3)_95.pdf



# 監査に対する信頼の回復

蟹江 章

## 1. 粉飾と監査の失敗

社会が監査に対して不信感を表すような事態は、わが国に監査制度が創設されて以来、繰り返し引き起こされてきた。例えば、昭和40年代に相次いで発生し、監査人たる公認会計士に多数の処分者を出すに至った粉飾事件は、その代表例として記憶されているはずである。

こうした中で、昭和41年に公認会計士法が改正され、監査態勢の強化を目的として「監査法人制度」が設けられた。また、昭和49年には、「商法監査特例法」の制定によって、商法監査に「会計監査人監査制度」が導入されている。さらには、監査基準・準則が改訂され、監査手続の充実・強化が図られているのである（河合（1998））。

しかし、実際にはその後も粉飾が絶えることはなく、そのたびに監査の機能不全が指摘されるという状況が繰り返されてきた。監査に対する社会の不信は、根本的に払拭されるには至っていないのである。近年においても、三田工業、フットワーク・エクスプレス、キャッツ、森本組、カネボウ、ライブドアなど多数の粉飾事例が明らかになり、大きな社会問題となった。監査が、社会から期待されている役割を果たしていたのが厳しく問われる事態となっているのである。

海外に目を転じると、エンロンやワールドコムなど、アメリカの巨大企業における粉飾が相次いで明らかになった。また、フランスにおいても、ピベンディ・ユニバーサルに係る粉飾疑惑が指摘された。これらの国においても、

監査に対して厳しい批判の目が向けられている。こうした事態に対処するために、アメリカでは、2002年にサーベンス・オクスレー法（Sabanés-Oxley Act : SOX）が制定されたことは周知の通りである。また、フランスにおいても、2003年に金融安全法（Loi Sécurité Financière : LSF）が制定されている。これらの法律によって、監査の有効性を高めるための方策が取られているのである。

投資者をはじめとする利害関係者に対して、経営内容を適切に反映する財務情報を開示すべき株式公開会社において、毎年のように不正な財務報告が繰り返されていることは重大な問題である。そしてまた、こうした不正な財務報告を意図して行われる財務諸表における重要な虚偽の表示が、財務諸表監査によって適時に発見されていないということも問題である。さらに、その結果、重要な虚偽の表示を含む財務諸表に対して、監査人による無限定適正意見が表明されることになれば、投資者が不測の損害を被る危険が増大し、証券市場にも重大な悪影響が及ぶことになる。

現代の財務諸表監査の基本的なモデルであるリスク・アプローチによれば、重要な虚偽の表示を含む財務諸表に対して無限定適正意見が表明されるという、いわゆる「監査の失敗」が一定の確率で許容されていると考えることができる。こうした監査の失敗の確率は「監査リスク」と呼ばれており、実務上、これをゼロにすることは不可能であるとされている。したがって、単に不正な財務報告である粉飾が見逃され、重要な虚偽の表示を含む財務諸表に無限定適正

意見が表明されたケースがあるということだけで、監査が機能していないと断定するのは適当ではないのである。

ただし、誤解があってはならないのは、リスク・アプローチにおける「監査リスク」は、適切な監査の結果に対してだけ許容されるものだけということである。すなわち、監査の失敗は、監査人が職業的専門家としての正当な注意を払って監査を実施したにもかかわらず、重要な虚偽の表示を発見することができなかった場合に許されるに過ぎないのである。このとき、監査人は、正当な注意を払って監査を実施したことを自ら証明する必要がある。

## 2. 監査不信の構図

もちろん、明らかになっている監査の失敗事例は氷山の一角であり、明らかにされていない粉飾事例が存在するとの疑いを拭い去ることはできない。これこそまさに、監査に対する社会の不信を象徴するものなのかもしれない。しかし、いずれにしても、財務諸表監査において粉飾が見逃されたという事実だけで、監査機能の不全を断定することはできない。仮に社会にそうした認識があるとすれば、むしろこれを正していく必要があろう。

ところが、わが国における過去の粉飾事例は、リスク・アプローチという単なる監査の失敗ではない。上記のケースを見ても明らかなように、その大半が、監査人が悪意によって粉飾を容認したか、あるいは監査人自らが積極的に粉飾に加担したケースである。このことは、わが国に限ったことではなく、エンロンのケースが示すように、海外においてもしばしば見られるところである。

今日、監査不信が増大している背景には、監査人たる公認会計士が、自ら犯罪行為に関与したことへの厳しい批判があるように思われる。もとより、監査人が粉飾を悪意で容認し、あるいはそれに加担することは、監査の失敗とは

次元を異にする問題である。監査人たる公認会計士個人の犯罪行為であり、訴追の対象となる。起訴された公認会計士は、場合によっては刑事罰を受けることになろう。この意味において、これは、当該公認会計士個人の問題であるようにも見える。

ところが、監査人の犯罪行為の影響は、個人的な範囲にとどまるものではあり得ない。当該監査人が所属する組織（監査法人）、さらには監査プロフェッション全体に波及するのである。例えば、カネボウ事件で粉飾に加担したとされる公認会計士は逮捕・起訴されたが、彼らが所属していた中央青山監査法人（当時、以下同じ）も、公認会計士法に基づいて2ヶ月間の業務停止という行政処分を受けた。これによって、中央青山監査法人の評判が大きく傷ついたのはもちろん、顧客企業も大きな迷惑を被ることになった。

また、公認会計士業界全体に対しても社会から厳しい批判の目が向けられ、職業団体である日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）は、事態の收拾に追われることになった。さらに、これに追い打ちをかけるように、金融庁は、公認会計士・監査審査会からの勧告を受けて、わが国の4大監査法人（あずさ監査法人、新日本監査法人、監査法人トーマツ、中央青山監査法人）に対して、平成18年7月7日付けで「業務改善指示」を出した（図1～3参照）。これによって、社会の監査不信は頂点に達した感がある。

## 3. 監査に対する信頼の定義

ここまで見てきたように、監査に対する不信感が醸成される条件が揃い過ぎている。何らかの明確かつ具体的な対策を講じなければ、監査に対する信頼が回復することはあり得ない。実際、様々な視点から信頼の回復に向けた対策が打ち出されている。以下では、こうした対策の意義や有効性について検討するが、その前に、

あずさ監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 6 月 30 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、あずさ監査法人を検査した結果、下記のとおり、公認会計士法第34条の21第1項に規定する「監査法人の行う第2条第1項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当該監査法人に対して同法第34条の21第1項の規定による指示をするよう勧告した。

記

あずさ監査法人を検査した結果、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められる。

具体的には、法令等遵守態勢、独立性確保のために手続の運用が不十分であり、研修等の管理態勢に不十分な点が認められる。

また、監査契約の新規締結・更新に当たってのリスク評価や手続、監査チームによる監査業務の遂行、監査調書の作成・保存に不十分な点が認められる。監査業務の審査については、体制、手続に不十分な点が認められるほか、重要な論点についての審査が不十分なものがあり、法人としての個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢に不十分な点があると認められる。品質管理システムの監視に不十分な点が認められ、共同監査は不十分であると認められる。

さらに、地方事務所の管理態勢は不十分であると認められる。

監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分な結果、監査基準等に準拠していない手続がみられる監査業務、また、監査調書の作成が不十分なため、監査手続の検討過程が明らかでない監査業務が認められる。

(注)ここに掲げた勧告は「あずさ監査法人」に対するものであるが、「新日本監査法人」ならびに「監査法人トーマツ」に対しても全く同じ内容の勧告がなされている。

図1 4大監査法人に対する公認会計士・監査審査会からの勧告(その1)

ここで用いる「信頼」という概念を定義しておく必要がある。

信頼という語については、これまでも様々な定義が試みられているようであるが、必ずしも明確な合意が形成されているわけではなさそうである。そうした中で、ここでは、荒井(2006)の定義を用いることにする。それによれば、日常的な意味に近い信頼の定義として、「個人Aが個人Bを信頼することは、Bの表明したことや(表明しない場合は)社会的に倫理的と考えられることをBが行うと、Aが期待することである」というものがあげられている(p.26)。さらに、これに基づいて、次のようなより操作的な定義が導かれている(p.28)。

すなわち、「AのBに対する信頼とは、Bの表明したことや(表明しない場合は)社会的に倫理的であると考えられることをBが行うとAが信じる確率である」というものである。なお、この場合の確率は、主観的確率でよいとされている(p.29)。

こうした個人を前提とした信頼の定義が、不特定多数の投資家を主体とする集団としての「監査利用者」と「監査」という行為との関係に妥当するかどうかには検討の余地があるかもしれない。しかし、ここでは、多少厳密さを欠くことになろうが、監査利用者という集団の構成員が同質的な価値観をもつものと仮定して、これを個人と同様に扱うことによって、また、

中央青山監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 6 月 30 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、中央青山監査法人を検査した結果、下記のとおり、公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項に規定する「監査法人の行う第 2 条第 1 項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して同法第 34 条の 21 第 1 項の規定による指示をするよう勧告した。

記

中央青山監査法人を検査した結果、監査人の意識、過去の事件を踏まえた取組みが不十分なこともあり、監査の品質管理のために組織的な業務運営が不十分であると認められる。

具体的には、法令等遵守態勢、独立性確保のために手続の運用が不十分であり、研修等の管理態勢に不十分な点が認められる。

また、監査契約の新規締結・更新に当たってのリスク評価や手続、監査チームによる監査業務の遂行、監査調書の作成・保存に不十分な点が認められる。監査業務の審査について重層的な審査態勢が設けられているものの、レビューパートナーの審査が中心で、その審査も深度のあるものとはいえないものがみられ、法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢は不十分であると認められる。品質管理システムの監視に不十分な点が認められ、共同監査は不十分であると認められる。

さらに、地方事務所の管理態勢は不十分であると認められる。

監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分な結果、監査基準等に準拠していない手続がみられ、業務執行社員は十分な心証を得て監査業務を行ったと主張しているものの、検査において、当該監査業務で実施した監査手続を十分な根拠を示して説明できないものが認められる。

中央青山監査法人は、平成 18 年 5 月 10 日付の行政処分に関して、同年 6 月 10 日付で公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づく報告を金融庁に提出したが、公認会計士・監査審査会は、その提出に当たっては検査の状況を踏まえたものとするよう要請していたところである。当該報告で示された改善策の確実かつ早急な実施が必要である。

図 2 4 大監査法人に対する公認会計士・監査審査会からの勧告（その 2）

監査という行為を上記 B の行為と捉えることによって、この定義を援用する。そして、「監査に対する信頼」を次のように定義する。すなわち、「監査利用者の監査に対する信頼とは、監査に期待されている役割が適切に果たされると監査利用者が信じる確率である。」

#### 4. 監査に対する信頼の回復策

カネボウやライブドアの粉飾事件を受けて、監査不信を解消し、さらには監査に対する信頼を回復するために、各方面において様々な対策

が打ち出されている。また、信頼回復を直接狙ったものではないようにも思われるが、監査不信への対応として取られた措置もいくつか見られる。以下では、こうした対策の意義やその有効性などについて検討する。

##### （1）日本公認会計士協会の対応

職業的監査人の団体である JICPA は、相次いで発生した企業不祥事を受けて、平成 17 年 10 月 25 日と平成 18 年 4 月 6 日の二度にわたって、「公認会計士監査の信頼性の回復に向けて」と題する会長声明を発表した。このうち、平成 17 年

平成 18 年 7 月 7 日  
金 融 庁

監査法人に対する業務改善指示について

1. あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人、中央青山監査法人に対する公認会計士・監査審査会による検査の結果、公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項に規定する「監査法人の行う第 2 条第 1 項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められたとして、平成 18 年 6 月 30 日、同審査会から、同法第 34 条の 21 第 1 項の規定による指示をするよう求める勧告が行われた。
2. 同勧告を踏まえ、本日、下記のとおり各法人に対して、公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項の規定に基づく指示を行った。なお、「監査法人の行う第 2 条第 1 項の業務運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められる業務運営の状況は別紙<sup>(引用者注)</sup>の通りである。

記

あずさ監査法人

監査の品質管理のための組織的な業務運営について、改善策を策定し確実に実施すること  
改善策の実施状況を報告すること

監査法人トーマツ

監査の品質管理のための組織的な業務運営について、改善策を策定し確実に実施すること  
改善策の実施状況を報告すること

新日本監査法人

監査の品質管理のための組織的な業務運営について、改善策を策定し確実に実施すること  
改善策の実施状況を報告すること

中央青山監査法人

平成 18 年 6 月 10 日付で金融庁に提出した報告で示した改善策を確実に実施すること  
改善策の実施状況を報告すること

(引用者注) 別紙として掲げられている「業務運営の状況」は、公認会計士・監査審査会からの勧告の と ほぼ同じ内容である(図 1 および 2 参照)。

図 3 4 大監査法人に対する金融庁からの「業務改善指示」

10 月の声明では、カネボウ事件を踏まえた具体的な対応策として次の 7 点があげられている。

4 大監査法人等に対するローテーションの

見直しの要請

インターバル期間における前任の業務執行社員の影響力の排除

4 大監査法人に対する品質管理レビューの緊急実施と公認会計士・監査審査会のモニタリングに対する全面的な協力

公認会計士の倫理(特に独立性)及び監査の品質管理に関する研修の義務化

新たに設定される監査に関する品質管理基準への対応

不当に低廉な監査報酬に対する対応  
監査ホットラインの創設

ところが、平成 18 年に入ってライブドア事件が発生したため、平成 18 年 4 月に、JICPA の自主規制機能の一層の強化を図るための対応策が発表されることとなった。この背景には、公認会計士監査の規制のあり方や監査法人自体の強制的なローテーションの導入などに係る議論がなされるようになってきたことがある。このため、JICPA としては、「会計プロフェッションとして、自主規制機能の強化により社会の負託に応えることが採るべき道である」として、

新たに具体的な対応策を追加発表せざるを得なくなったものと考えられる。提示された対応策は次の3点である。

協会の品質管理委員会に上場会社監査事務所を創設し、上場会社を監査する監査事務所に対して部に登録を求め、協会に置かれている倫理委員会に独立性検討作業部会を新設し、国際的にも遜色のない総合的な規則等の整備を行うこと  
特にライブドア会計不祥事を受けて、投資事業組合等に関し深度ある監査の実施を求め、

平成17年10月の声明では、そこに示された対策が何を意図した取り組みであり、また、これによってどのような効果があるのかについて、ほとんど何も語られていない。JICPA、さらには監査プロフェッションとして、監査の信頼を喪失させた事件にいかに対峙しようとしているのかという姿勢がよく見えないのである。このような対応策によって、「監査に期待されている役割が適切に果たされると監査利用者が信じる確率」を大きくすることができるのだろうか。

対応策として、何をどう行うかを明らかにすることも重要ではある。しかし、このような危機的状況に臨んでは、どのような考え方に基づいて、監査をどんな方向へ導こうとしているのか、そして、その先にどのような監査の姿が想定されているのかについて、できる限り具体的に説得力のあるビジョンが示されなければならない。監査利用者の主観的確率を、有意にかつ正の方向に変化させるよう説得を試みるこそが、信頼回復にとって必要な方策であろう。こうした観点からすると、この声明には見るべき中味がほとんどないと言わざるを得ない。

平成18年4月の声明についても、基本的に同様の印象を拭うことができない。監査事務所に登録を求めることによって何がどう変わるのか。「国際的に遜色がない」とはどういうことか。「深度のある監査」とは具体的にどのような

監査か。いずれも、監査利用者にとって納得できる説明には程遠いものばかりであり、監査が期待通りに役割を果たしてくれると信じてよいかどうかを判断する材料にはなり得ないように思われる。

また、仮にこれらに期待するとしても、より重要なことは、これらの対策が実際にどのような成果を上げたかが明らかにされることであろう。それを見ることによって、監査利用者が監査を信じることができると判断するかもしれないからである。

## (2) 監査法人に対して刑事罰を適用するという議論

「金融審議会(首相の諮問機関)は26日、約40年ぶりとなる監査法人制度の抜本改革に向けた議論に着手した。監査法人に刑事罰を適用すべきかなどが焦点。」(日本経済新聞、平成18年4月27日付朝刊)

金融審議会公認会計士制度部会は、その後数回にわたって審議を行っている。しかし、本稿の執筆時点では、監査法人への刑事罰適用について具体的な方向性が明らかにされているわけではない。したがって、ここでは、監査法人への刑事罰適用の意義や信頼回復に対する効果などについて、一般論として検討する。

奥村(2006b)によれば、これまでも法人に対する刑事罰の適用について、法学の分野で様々な議論が行われている。そして、そこでは刑事罰の適用を肯定する意見と否定的な見解が交錯しているようである。日本の刑法学の通説では、法人には犯罪能力がなく、したがってこれを刑法で処罰することはできないとされている。これに対して、法人に対して懲役や禁錮といった自由刑を科することはもとよりできないが、罰金刑や没収などの財産刑の適用は可能であるとの意見がある。また、新たな形態の刑罰を考えることも、可能性としてはあるだろうともいわれている。

刑事罰の本質的な意義は、犯罪を行った者に

制裁を科すことにある。監査法人に刑事罰を適用するという事は、例えば、監査人としての監査法人が、故意に粉飾を見逃したり、積極的に粉飾に加担したりするといった犯罪を行った場合に、これに対して制裁を科すことを意味する。この場合でも、実際に犯罪を行うのは、監査法人自体ではなく、そこに所属し、かつこれを代表する個人としての公認会計士である。しかし、監査法人に対しては、監査業務の品質管理を適切に実施し、また、監査意見の表明に当たって審査を行うことが義務づけられている。こうした意味において、たとえ個人としての公認会計士が行った犯罪であっても、それが監査業務に関連するものであれば、監査法人に対して管理上の責任が及ぶと考えることもできる。したがって、監査法人に対しても制裁が科されるべきであるとの議論は、十分にあり得ることになる。

しかし、監査法人の犯罪に制裁を加えるということに限れば、実は、既存の行政処分の一部改定を加えるだけで、刑事罰を適用するのと同様の効果を得ることができるのである。

刑事罰には、死刑、懲役や禁錮など身体の自由の剥奪を内容とする自由刑、ならびに罰金および料料という財産の剥奪を内容とする財産刑がある。身体のない監査法人に死刑を宣告したり、あるいは懲役や禁錮を科して収監したりすることはできない。ところが、公認会計士法第34条の21は、監査法人に対する処分として、戒告、2年以内の業務停止または解散命令を規定している。これらのうち後二者は、監査法人にとって、それぞれ刑事罰における自由刑または死刑と同様の効果をもつものと考えることができる。一方、罰金や料料という財産刑については、公認会計士法はこれに相当する行政処分を規定していない。しかし、すでに課徴金という行政処分を設けるべきだとの意見が出ている（例えば、「揺れる監査 - 再生策を聞く1」『朝日新聞』平成18年6月1日付朝刊）。そもそも、監査法人自体に対して死刑や自由刑を科

すという議論が行われるとは思わないが、敢えて罰金刑を科すことにも疑問がある。むしろ、課徴金を追加した上で、行政処分の枠内で対応する方が合理的であると考えられる。

監査に対する信頼回復にとっての効果という観点からは、監査法人に刑事罰を科すことは、少なくとも短期的には大きなマイナスとなるに違いない。むしろ、当該監査法人にとっては、致命的な打撃を与えられることになるであろう。刑事罰が科せられるということは、監査業務に関連して犯罪が行われたという事実を認定することになる。このとき、監査利用者は、監査法人が期待されている役割を果たすと信じられるはずがない。当該監査法人は、以後、新たな監査契約はおろか、現に持っている契約さえも失うことになろう。

監査業務に関連して組織的に犯罪を行ったか、あるいはこれを適切に抑止できなかった監査法人が、刑事罰によって信頼を失うこと自体は致し方ないことなのかもしれない。しかし、特定の監査法人に対する刑事罰の効果は、当該監査法人にとどまるものではなく、監査プロフェッション全体に対する社会の信頼に重大なマイナスの影響をもたらすものとなる。それが、ひいては監査に対する信頼にもマイナスに作用するのである。

もちろん、刑事罰を設けることによって、監査業務に係る犯罪を抑止する効果があるとの議論もあり得よう。しかし、制裁を伴う抑止力が働かなければ期待された役割が果たされないような仕組みでは、そもそも社会からの信頼を得られるはずがない。したがって、刑事罰の抑止効果に期待するというのは、あまり上等な議論とはいえないのである。

公認会計士法に基づく行政処分が行われた場合にも、監査に対する信頼が失われることに変わりはない。ただ、犯罪の認定を受けたことを明らかにする刑事罰と、監査業務の実施や管理上の重大な不備に基づいて実施される行政処分とでは、監査利用者の受け取り方には幾分

差があるように思われる。犯罪者の烙印を押された監査法人に、敢えて監査を依頼する会社があるとは考えにくい。一方、重大であるとはいえ不備を指摘されたに過ぎない監査法人に対しては、当該不備の改善を条件として、監査が依頼されるということが十分に考えられるのである。実際、2ヶ月間の業務停止というかなり重い行政処分を受けた中央青山監査法人に対しても、依然として多くの会社が監査を依頼しているという事実がある（もちろん、4大監査法人による監査市場の寡占により、他の法人に監査依頼を受入れるだけの余力がないという特殊事情もあるが）。

監査法人に対して刑事罰を適用することによって、監査に対する信頼を決定的に破壊するよりも、改善努力に対する期待を含んだ行政処分によって対応する方が合理的であるように思われる。

### （3）監査法人の強制的交代

監査人と企業経営者との馴合いを断つために、単に監査担当者を定期的に交代させるだけでなく、監査法人そのものを一定期間（例えば、5年間で強制的に交代させてはどうかとの議論がある（例えば、「揺れる監査 - 再生策を聞く2」『朝日新聞』平成18年6月2日付朝刊）。

監査担当者を一定期間で交代させることは、監査人の外観的独立性の保持という観点から、監査に対する信頼の向上に貢献するものと思われる。さらに、監査法人自体をも交代させることになれば、独立性が保持されているとの印象はさらに高まるであろう。「監査に関する品質管理基準」においても、独立性の保持に係る方針及び手続を定め、その遵守状況を確認することが求められている（第5二1）。独立性の保持は、監査が信頼を得るための重要な要素である。したがって、監査担当者、さらには監査法人の強制的な交代は、監査に対する信頼の回復に貢献する可能性がある。監査人の外観的独立性が監査利用者の印象に依存するというように

鑑みて、その効果はごく短期的に発現するようには思われる。

しかし、その一方で、監査法人を一定期間で強制的に交代させることに対して、否定的な意見もある。例えば、「寡占化が進んだなかで大手同士で顧客を回し合っても、本当に緊張感を持てるかどうかは疑問だ。また、交代前の最後の1年は、『どうせ代わるのだから』と監査の質が落ちる恐れも指摘される」（「揺れる監査 - 再生策を聞く4」『朝日新聞』平成18年6月7日付朝刊）との意見がある。また、「監査法人を定期的に変えるべきだとの議論もある。しかし、グローバル企業は監査を受ける範囲も広く、変更には膨大な手間がかかる。監査の品質も不安定になり、経営の現場からすれば難しい」（「揺れる監査 - 再生策を聞く6」『朝日新聞』平成18年6月9日付朝刊）との認識が示されている。

監査法人の交代は、監査利用者に監査人の外観的独立性の向上を印象づける一方で、長期的に見ると、監査業務の品質を損なう恐れがあるとされる。監査に対する信頼の回復にとって、独立性の保持が重要な要件の一つであることは間違いない。しかし、財務情報の信頼性を担保するために実施される、肝腎の監査業務の質が損なわれてしまつては本も子もない。そう考えると、監査法人の強制的な交代は、それだけで監査に対する信頼の回復にとって有効な方策であると断定はできないのかもしれない。

なお、アメリカ会計検査院（United States General Accounting Office；GAO）が2003年11月に公表した調査報告書（『公開会社監査事務所 - 公開会社監査事務所の強制的ローテーションの潜在的影響に関する両委員会の要請に基づく調査』）では、「強制的ローテーションの導入に伴う追加的な財務コストや公開会社の前任の指名監査人が有していた体系的知識を活用できないことによる損失を勘案すると、公開会社監査事務所の強制的ローテーションは、監査人の独立性強化および監査の品質向上にとって、

最も効率的な方法とはなりえないと GAO は考えている」(八田他(2006) p. 10) という否定的な見解が示されている。

また、同じ調査報告書で、「公開会社監査事務所の強制的ローテーションに反対する者は、新任の監査人は公開会社の業務内容、システムおよび財務報告の方法に関する知識を新たに入手しなければならないので、監査人の交代によって、交代後間もない年度の監査の失敗のリスクが高まると考えている」(同上書 p. 20) との結果が紹介されている。

監査人の交代によって監査業務の質が低下し、本来なら発見されるべき財務諸表の重要な虚偽の表示が見逃されてしまうため、監査が失敗するリスクが高くなるのであろう。これでは、監査利用者の信頼が高まるはずもなく、むしろ不信感を醸成することにもなりかねない。少なくとも、監査法人の一定期間での強制的な交代が直ちに監査に対する信頼の回復につながるかどうかに関しては、慎重に裏づけ調査が実施されなければならないであろう。

## 5. 情報開示と信頼の回復

日本会計研究学会の特別委員会(「財務情報の信頼性に関する研究」：友杉芳正委員長)が実施した「財務情報の信頼性に関するアンケート調査」には、「会計監査によって財務諸表の信頼性は高まっている」(第 29 問)ならびに「日本の監査基準は信頼に足る」(第 30 問)という設問がある<sup>1)</sup>。

前者に対する回答は、「全くその通りだ」と「そう思う」を合わせて、約 84% が同意している。これに対して、後者については、肯定的な回答が 6 割余りを占める一方で、「どちらともいえない」と「そうは思わない」という、少なくとも積極的に肯定的回答が約 37% も

あった。

こうした結果をどう解釈するかは難しいところであるが、回答者は会計監査の効用は認めながらも、監査基準ひいては監査手続に対しては幾ばくかの不信感を抱いているということであろうか。こうした背景には、平成 3 年に行われた監査基準・準則の改訂によって、具体的な監査手続の内容が示されなくなったことがあるようにも思われる(蟹江(2000) 参照)。この改訂に際して、監査の具体的な手続については、職業団体である JICPA に基準の設定を委ねることとされた。そして、それらを含めて「監査の基準」として理解されるようになってきているのである。

ところが、JICPA が設定した基準は、そのほとんどがアメリカの監査基準書(SAS)ないし国際監査・保証基準審議会(IAASB)が定める国際監査基準(ISA)の翻訳である。その内容は必ずしも明解ではなく、実務に従事する監査人ですら、十分に理解できないという声も聞かれるほどである。少なくとも、監査の実務に従事していない者にとっては、どんな目的でどのような手続が実施されるのかを理解するのは困難である。つまり、監査プロセスについてのイメージがつかめないのである。こうした基準に基づいて監査手続が実施されているとすれば、監査を受ける側に監査手続に対する不信感が醸成されても不思議ではない。

実際に実施された監査のプロセスについては、監査人の守秘義務もあって具体的に明らかにされ得ない部分もある。しかし、少なくとも、監査人がどんな目的でどのような手続を実施しているのかが、監査を受ける者ならびに監査利用者に理解できる形で説明されている必要があるのではないだろうか。

説明あるいは情報開示という観点からいえば、すでに指摘したが、JICPA が打ち出した信頼の回復策が、実際にどのように展開され、どんな成果を上げたのかに関する詳細かつ具体的な説明と情報開示が求められる。

1) アンケートの内容と結果については、日本会計研究学会特別委員会・最終報告『財務情報の信頼性に関する研究』(2006 年)を参照のこと。

また、JICPA に対しては、とかく身内に甘いとの批判がある。これに應えるためにも、会員が、粉飾を故意に容認したり、あるいは積極的に加担したりするといった犯罪を行ったことが判明した場合には、速やかに事態に対処するとともに、明解な説明と情報開示が求められるところである。行政や司法が対応していることを理由として、迅速な対応を行わず、また、詳細かつ具体的な情報の開示を拒んでいることが、監査プロフェッションならびに監査に対する不信感を増大させているということ意識すべきであろう。

さらに、金融庁と4大監査法人は、先に出された業務改善指示への対応状況について、詳細かつ具体的な説明と情報開示を行わなければならない。金融庁は、監査法人に対して業務の改善を指示し、その対応結果を自らに報告させるだけでは不十分である。もちろん、当初から想定されているはずであるが、報告された内容を、包み隠さず監査利用者に対して明らかにする必要がある。

情報開示の適正性を担保することを使命とする公認会計士業界は、他の模範となるべく、積極的な情報開示を行っていくべきである。監査利用者の監査に対する信頼が、監査が期待通りの役割を果たしてくれると信じる確率であるとするならば、そう信じてもらえるような説明と判断材料としての情報の提供が不可欠である。自己規制を厳しくしたり、監査業務を行える監査法人を制限したりするという方策が必要な面も確かにあるだろう。しかし、監査の信頼度が監査利用者の主観的確率によって測られるものである以上、こうした内向きの対応だけで信頼を回復することは難しいであろう。監査利用者の主観に直接作用するコミュニケーションが図られなければならない、監査に対する永続的な信頼を築くことはできないのである。

[付記] 本稿は、日本会計研究学会特別委員会(「財務情報の信頼性に関する研究」: 友杉芳正委員長)の最終報告書(2006年9月)に収録された拙稿を転載したものである。

#### 参考文献

荒井一博(2006)『信頼と自由』勁草書房。

奥村 宏(2006a)『粉飾資本主義 - エンロンとライブドア』東洋経済新報社。

———(2006b)『株式会社に社会的責任はあるか』岩波書店。

蟹江 章(2000)『わが国の監査基準および監査慣行

に関する一考察』『経済学研究』(北海道大学)第50巻第3号。

河合秀敏(1998)『監査論(6訂版)』同文館。

八田進二、橋本 尚、久持英司訳(2006)『監査事務所の強制的交代 - 公開会社監査事務所の強制的ローテーションの潜在的影響に関する両委員会の要請に基づく調査』白桃書房。